

第二十三編 財政一斑

概説

本年に於ける財政の概略を叙するに當つて、第一に取扱はるべきものは本年度の歳出入豫算である。次に直接國庫に影響する法令では一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法が公布され、地方財政に關するものは府縣戸數割規則が制定された。又税制整理は多年の懸案であるが、未だ確定しない

僅かに財政經濟調査會税制整理小委員會の整理案が年末に議決を見たゞけである。最後に財政に關聯した問題として租税輕減運動、義務教育費國庫支辨運動等が起つた。今是等をそれぐの項目に分つて其大體を述べよう。

第一 本年度歳出入豫算概況

第四十四議會に提出された大正十年年度の豫算案は全部其儘兩院に於て可決された。其總豫算額は次の如くである。

前年度即ち大正九年度の總豫算額十三億三千五百三十五萬五千三百八圓に比較すれば、歳出入共に二億二千七百十八萬七千四百八十九圓の増加である。之を稍詳しく表

に示せば次の如くである。

歳入		歳出	
經常部	臨時部	經常部	臨時部
合計	合計	合計	合計
一、二三七、二一九、二〇八	三二五、三二三、五八九	一、五〇二、九四〇、八二三	六五九、六〇一、九七四
一、五六二、五四二、七九七		一、五六二、五四二、七九七	

大正十年年度歳出豫算額と前年度實行豫算額との比較

所管別	大正十年 度豫算	前年度實 行豫算額	比較の差増 減
皇室費	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	—
外務省	一八、四八八、三二一	一〇、八四七、一四七	七、六四一、一七四
内務省	四〇、八六〇、五三三	三四、七七八、九〇七	六、〇八一、六二五
大藏省	三三、一四六、六二四	一九二、七七四、四一〇	三〇、三三三、二〇四
陸軍省	一八三、二九〇、八三二	一五五、九四三、四一四	二七、三四八、四一七
海軍省	一四四、八一〇、〇七八	一九〇、〇六三、三六九	三五、七四七、七〇九
司法省	二七、二四三、一八四	二三、一五八、六七八	五、〇八三、五〇六
文部省	三三、九三八、一六七	二七、六七五、七六四	六、二六二、四〇三
農商務省	一九、三七七、八一	一五、三二一、六五一	四、〇五六、一六〇
逓信省	二〇七、二八五、三三五	一五三、一〇五、四一九	五五、一七九、八九六
計	九〇三、九四〇、八三三	七三五、二五七、七五九	一七七、七八三、〇六四

臨時部

所管別	臨時部	經常部	合計
外務省	三、三三〇、五七四	四、一四九、五四二	△ 一、〇一八、九六八
内務省	七六、四三六、三三一	六八、五三二、一三九	七、九〇四、三三三
大藏省	三五、二七一、五一	二九、七五五、四三三	五、五二六、二三八
陸軍省	七九、八五三、八七一	五七、四八〇、七三五	三三、三三三、一四六
海軍省	三五三、八二六、〇〇〇	二四四、二九四、五一六	一〇九、五三一、四八四
司法省	二、四三六、四七三	一、九三六、三九八	四九〇、〇七四
文部省	二〇、六七三、八七九	一五、八八二、六五四	四、七九〇、二三五
農商務省	三二、三三三、九七八	二七、三四〇、一四三	三、九六三、八三五
逓信省	五八、六九〇、三〇八	五八、八三六、〇一九	△ 二、一五七、七一一
臨時事件豫備費	—	一〇三、〇〇〇、〇〇〇	△ 一〇三、〇〇〇、〇〇〇
計	六九八、六〇一、九七四	六二〇、一九七、五四九	四九、四〇四、四二五
總計	一、五六二、五四二、七九七	一、三三五、三五五、三〇八	三二七、一八七、四八五

二億二千七百餘萬圓の膨脹原因は次の如くである。

- 一、物價騰貴に因る既定繼續費の増加したもの 一六、二〇、四三〇
- 二、前年度の豫算に伴ふ月割差増額 八八、一五、七六六
- 三、新規要求額 三二、九四、九七三

此中前二者は名目を異にするも結局物價騰貴に因るもので合計二億三千四百十七萬餘圓に上る。而して是れは主として既定の繼續事業に屬するものである。

大正九年度に於て約一億七千萬圓、大正十年度に於て約二億三千萬圓、合計約四億萬圓は物價騰貴の爲めに膨脹したのである。今新規要求額の主なるものを擧げよう。

(單位圓)

新規要求額	二、九四、九七三
内 譯	
一般會計所屬繼續費年割額	九、六七〇、九三三
特別會計所屬繼續費年割額	六、三〇四、〇五五
一般會計所屬補助費	四、五四三、五〇〇
特別會計所屬補助費	一、四三三、四一八

右の中主なるものを列擧すれば次の通りである。

(1) 經常部

外務省

外務省情報部設置費 一、八〇八、四〇六

ヘルム以下三公使館設置費 三、八七、七七八

トルコ大使館設置費 一、三三、四七七

蕪湖以下四領事館設置費 一、八〇、九八一

國際聯盟常設委員會費 八六三、二九〇

商務官設置費 三、七九、〇五〇

合計 三、七九、九六三

内務省

都市計畫費 九三、八〇六

外事警察事務擴張費 四、八八〇

合計 一、八、六六六

大藏省

國勢院勞働課設置費 六、七七〇

文部省

社會教育施設費 三三、二五〇

小學教員一年現役中俸給國庫支辨費 四九八、〇〇〇

合計 五三一、二五〇

(2) 臨時部

外務省

在安東領事館新築費 一〇〇、〇〇〇

日澳混合仲裁々判所費 九三、六九九

在間島鮮人取締費 四〇〇、八二七

合計 六五三、四七六

内務省

那覇糸滿間輕鐵建設補助費 一、〇〇、〇〇〇

那覇修築補助 一、五〇、〇〇〇

横濱港修築費(十年繼續) 一、〇〇、〇〇〇

下關港修築費(七年繼續) 二、五〇、〇〇〇

神宮式御造營費(十三年繼續) 二、三三、七六一

出雲大社境内整理費(六年繼續) 五〇、〇〇〇

住吉神社境内整理費(六年繼續) 四〇、〇〇〇

小笠水産經營費(三年繼續) 三、八、五三八

合計 三、九一、三九

六 藏省

印刷局擴張費(三年繼續) 一、〇〇〇、〇〇〇

神戸機關陸上設備費(三年繼續) 二〇〇、〇〇〇

門司關稅陸上設備費(六年繼續) 五〇〇、〇〇〇

軍需工業研究獎勵費 二〇〇、〇〇〇

合計 一、九六〇、〇〇〇

陸軍省

騎兵二年在官制實施費(八年繼續) 一、〇五〇、〇〇〇

下士制改善費(九年繼續) 一、三〇、〇〇〇

六ヶ月現役を一年にする經費 一、三、四六一

軍馬補充部移轉費(四年繼續) 一、五九、三三三

軍用鳩研究費 二〇〇、〇〇〇

外國航空技師其他招聘費 二〇三、八六六

測量事業費 五〇〇、〇〇〇

合計 三、五八一、六三三

司法省

札幌控訴院建築費(三年繼續) 一七〇、〇〇〇

釧路分監建築費 五〇、〇〇〇

合計 二二〇、〇〇〇

文部省

在外研究員特別手當費 一五〇、〇〇〇

宗教制度調査費 八、四三〇

國語調査費 一六、〇〇〇

邦樂調査費 三、〇〇〇

私立大學補助費(十年繼續) 一七五、〇〇〇

合 計	二七、四三〇
農商務省	
肥料改良増殖獎勵費	一〇〇、〇〇〇
生絲格附方法調査費	八〇、〇〇〇
不當廉賣調査費	三三、六三〇
工業品規格統一調査費	七六、五五〇
鑛毒調査費	一一、九七二
受託調査及試験等の費	二二、八九五
園藝試験場設置費	八〇、〇〇〇
特許局陳列彼改築費	一四〇、〇〇〇
臘脂獸保護用船製造費	五五〇、〇〇〇
合 計	一、二七五、〇三二
逓 信 省	
郵便定期航路補助	一、四五〇、〇〇〇
新潟縣佐渡間航路補助	三〇、〇〇〇
小島航路標識新設費	一九、〇〇〇
坊の崎燈臺新設費	三三、〇〇〇
長距離無線電信電信局設置費	一八三、六七七
船舶試験渠設置費	二四、四六九
船舶滿載吃水線指定費	六〇、八二〇
合 計	一、八八八、八六六

高橋藏相はこの豫算を次の如く帝國議會に於て説明した。

……十年度の豫算を編成するに關しては、時恰も戦後反動時期に際會致しましたが故に、常に目前の豫算編成に就いて慎重なる注意を要するのみならず、將來の財政計畫に對しましても今日に於て深甚なる考慮を費さればならぬ次第でございます。仍て努めて用を節し

費を省き既定計畫の遂行を確實に致すことを主眼とし、其餘裕を以ちまして緊急措き難き事項に限つて之を計上致すことに致しました。……眞に國力の發展充實又は社會状態の進歩改良に資すべき所の必要緊急のものに在つては財政の許す限りの範圍内に於きましてそれぞれ相當の計畫を立てました。即ち(一)外交に就きましては大戦後の情勢に顧みまして其機關の充實擴張を圖りまして之が爲め必要な費額を計上致しました。……(二)國利民福の増進に裨益する所のものに就きましては特に相當の計畫を立て、あります。又(三)教育の振興に就きましては社會教育の施設實業教育の指導並に充實に關する所の諸般の經費を掲げ、且又(四)陸軍一年現役服役中の小學校教員俸給の國庫負擔に關する經費を計上致しました。又(五)産業の獎勵に就きましては新に海外重要の地に商務官を設置することに致し且つ貿易の情報に關する機關を特設して内地産業の調査に従事せしむることに致しました。(六)水産講習所の擴張其他水産業に關しまする指導獎勵及び農事試験事業の擴張を計畫致しました。又(七)國民思想の善導社會政策的施設に關しましては、それら相當の計畫を定めております。云々

右説明中項目を實際に就いて見れば、(一)外交に關しては情報部設置、公使館領事館の設置及び國際聯盟常設委員會の費用であるし、(二)國利民福の増進に裨益する

所のものに就きまして特に相當の計畫を立て、あります』は執れの項目を指すのか不明。(三)教育に就いては

社會教育施設費	三三、〇〇〇
私立大學補助費	一五、〇〇〇
臺灣高等商業新營費	二七〇、〇〇〇
朝鮮の教育補助費	一四八、〇〇〇
合 計	六六、〇〇〇

である、(四)一年現役國庫負擔に關する經費は四九八、〇〇〇圓で、(五)産業獎勵に關しては商務官を設置したに過ぎず、(六)水産講習所に就いては五八八、五三八の計上があり、(七)國民思想の善導社會政策的施設に關しましては、それら相當の計畫を定めてあります』とは

國勢院勞働課設置費	六六、七七〇
感化事業補助	一九、〇〇〇
合 計	八七、七七〇

である。右の中今日社會政策的意義を多少でも含んだものと言へば第二と第七とであるが、而も第二に相當する施設はなく、第七の所謂社會政策費は合計八萬七千七百七十圓。今日民衆激動の中に在つて政府當路が世外に悠々たること斯くの如くである。

更らに試みに海軍費と陸軍費とを合すれば

經常部	臨時部	計
陸軍省 一八三、三〇八、三三	七九、五八七、二六三、二四七、〇三	二六三、二四七、〇三
海軍省 一四八、二〇七、八三三、八六、〇〇	四九、八三三、七〇七、八	一九八、〇三六、七四〇
兩省總計	七二、七七一、七六	

實に七億六千七百八十八萬一千七百八十圓である。全歳出十五億六千二百五十四萬二千七百九十圓の四割八分五厘強に相當する

大正十年度歳入豫算額前年度歳入豫算額比較表(單位圓)

科	大正十年度豫算額	前年度歳入豫算額	比較増減
租	七五、四六四、五三六	六三、九八六、九九九	一三、四七七、五三七
地租	七三、九八五、三三五	七三、七三〇、六四九	二六四、六八六
所得稅	二六八、〇九九、〇九三	一八一、五三三、一七九	八八、五七六、九一四
營業稅	四八、六七〇、九六九	四三、二七七、二九四	五、三九三、六七五
相續稅	五、〇三一、三四四	四、一四七、八七四	八八三、四七〇
通行稅	九、二二一、五六四	八、〇〇三、四九四	一、二一八、〇七〇
礦業稅	八、二七八、〇八〇	七、四四一、二二三	八八六、八三六
兌換銀行券發行稅	一、六三四、一一一	一、四三四、六二三	一八九、四八八
酒稅	一七二、三三七、九九一	一三三、四四五、四八六	三八、七九二、五〇五
醬油稅	五、八七四、七七八	五、三三九、四七五	五三五、三〇三
砂糖消費稅	四一、八八六、〇三七	三九、二八二、四二八	六〇三、六〇九
織物消費稅	三三、二六〇、八八二	三九、五三〇、九三〇	六、二七〇、〇四八
石油消費稅	九七三、二九〇	八一五、四八三	一五七、八〇七
賣藥營業稅	二八一、一三六	二五四、三一一	二六、八二五
取引所稅	一、四三三、五三二	九、七三〇、二六〇	二、六九二、二六一

加之大正十年度に於て約五億の歳出を要求した海軍は八八艦隊遂行の結果大正十六年度には軍艦の勢力は正に二倍となり爾後之を毎年補充維持して行かなければならないのである。併し年末のワシントン會議に於て海軍縮少の協定が出来たから老なる海軍費は幾分縮少さるべき筈である。

以上大體歳出の狀況を概説したから次に

關	稅	噸稅	稅	比較増減
印紙收入	九〇、一六五、四三三	六六、〇四七、〇七四	二四、一八八、三四八	二九、七九一
官業及官有財産收入	三三〇、八二八、〇四〇	二八八、九九五、八九五	四一、八六八、一四五	四一、八六八、一四五
郵便電信及電話收入	一八七、一七七、三六六	一六〇、五三七、七八七	二六、六三九、六〇九	二六、六三九、六〇九
森林收入	三三、〇五七、〇〇〇	二四、八〇七、七三二	七、二四九、二七九	七、二四九、二七九
專賣局益金	九三、九八一、九五四	八九、五三三、三七八	四、四五九、五七六	四、四五九、五七六
印刷局益金	一、二四二、二五二	七〇一、〇〇〇	四三三、二五二	四三三、二五二
東京砲兵工廠益金	一、〇〇〇	五三、七〇〇	五三、七〇〇	五三、七〇〇
大阪砲兵工廠益金	一、〇〇〇	五九、九〇〇	五九、九〇〇	五九、九〇〇
千住製絨所益金	二、九四五	二、九四五	—	—
海軍工廠資金益金	二、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
海軍火藥廠益金	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	—	—
海軍燃料廠益金	七三三、六二六	—	七三三、六二六	七三三、六二六
製鐵所益金	三、五〇〇、七四三	三、五〇〇、七四三	—	—
官有物貸下料	四五六、九六三	六〇六、六七七	一四七、七〇四	一四七、七〇四
配當金收入	五、九九九、九七六	三、八四八、八三四	二、一五一、一三二	二、一五一、一三二
囚徒工錢及製作收入	三、二二六、一八五	三、一〇一、四三六	三、一〇一、四三六	三、一〇一、四三六
海軍採炭所益金	—	一六、八〇四	一六、八〇四	一六、八〇四

雜 收 入	二、二六〇、四三四	七、〇六三、三三八	一四、一九七、一〇六
小 計	一、二九、七八、四三三	九六、〇五七、二七六	二七、六一、一五
預金特別會計より繰入	四、五〇〇、七六六	三、五五六、九三二	六、九四三、八五五
經常部合計	一、二七、二九、二〇八	一、〇三、六四、一九七	二四、六〇五、〇二一
臨時部			
宮有物拂下代	七、三九一、八八八	二四、一九五、三七二	△一六、八三三、四八三
雜 收 入	元、七九、三七九	三六、二五二、八〇九	三、四六七、五七〇
高等諸學校創設及擴張費受入額	四、二九、〇〇〇	三、七三三、〇〇〇	三、七、〇〇〇
建築費寄附金	二、二二、四〇〇	二、四八、五〇〇	△ 二六、一〇〇

これに依れば、老なる歳出の膨脹を埋合せるものは次の四つである。

- 一、自然増収 百方圓
 - 二、公債募集 五四
 - 三、減債基金停止 三〇
 - 四、前年度剩餘金繰入 一九三
- 合計 三七七

一億圓に上る自然増収を見積ることの當否に就いては不景氣の今日相當に疑問とされてゐる。公債に就いても同じ疑問がある。

其他に就いても議論の餘地はあらう、併しそれは今編者の扱ふべき問題ではない。けれども國費の膨脹は驚くべきものがある。其原因に就いて何人にも直ぐ氣の付くことは(1)物價騰貴と、(2)軍備の擴張とであらう。大正九年度以來物價騰貴に因る國費

公共團體工事費納付金	六、五八、三〇〇	四、九二〇、三〇〇	一、六八、〇〇〇
公共團體工事費分擔金	九、七五、五七	七、九五〇、五四	一、七八、九三
學術研究獎勵金受入	二五、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
特別會計資金繰入	八、二五一、一六八	一、六〇六、四四五	六四、七〇三
戰時利得稅		七、二七九、〇三八	△七、一七九、〇三八
小 計	一三三、三七、六〇四	一四七、九五七、二二	一五、七九、五〇七
前年度剩餘金繰入	一九三、〇九、九五	一七四、七八四、〇〇〇	一八、三一、九八五
臨時部合計	三五、三三、五八九	三三、七四一、二二	二、五八二、四七八
歳入總計	一、五三、四三、七七一	一、三三、三五、三〇八	三七、一八七、四八九

の膨脹は四億萬圓に達し、軍事費は本年に於て全租稅歳入（七億五千四百四十六萬四千五百三十六圓）を擧げて悉く之に充つるも尙ほ實に一千三十一萬七千二百四十四圓の不足である。物價騰貴と軍事費の膨脹とは財政上二個の暗流であり、民衆生活に取つて二個の脅威であると云へよう。

第二 財政關係新法令

本年度中に公布された法令の中財政に關するものでは先づ次の二つが注意されるべきものである。其一は『一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法』であり、其二は『府縣戸數割規則』である。而して前者は直接國家の財政に影響し、後者は地方財政に關する。

(一) 一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法

一般義務教育費國庫負擔問題は結局何等具體化されなかつたが、六週間現役を一年現役に改正された小學校教員服役中の俸給に關しては次の如き法規を制定（三月三十日官報公布）して國庫より補助することゝなつた。

- 第一條 市町村立小學校正教員にして徵兵令第十四條の規定に依り一年現役兵として現役兵として現役に服する者の服役中の俸給の爲市町村に於て要する費用は國庫之を負擔す
- 第二條 前條の規定に依り國庫の負擔する金額は毎年度之を市町村に交付す
- 第三條 本法の適用に付ては市町村組合又は町村組合は之を市町村と看做す市制又は町村制

を施行せざる地域に於ける市町村に準すべき公共團體、其の組合又は小學校設置區域亦同

第四條 本法に依り俸給を國庫に於て負擔する小學校正教員は市町村義務教育費國庫負擔法の適用に付ては同法第三條の正教員の數に之を算入せず

附則 本法は大正十年四月一日より之を施行す

(二) 府縣戶數割規則

一方財政經濟調査會で税制整理案を立てしめてゐる他方政府は此調査會の權限外に在る戶數割を統一し勅令を以て公布することとなつた。府縣戶數割は十年當初豫算に於て府縣租稅收入總額の八分を占め、町村に於ける戶數割附加稅は町村稅總額の六割六分に達し、總額一億七千三百餘萬圓の巨額であるにも拘らず從來何等の統一なく亂脈を極めて居た。蓋し戶數割は明治十一年發布された地方稅規則に依て創設されたまゝ今日に及んだのである。此改正された規則に對しては其不徹底や不完全を責むる聲も可成りあるが在來の不統一に比すれば兎も角進歩であることは認め得らるゝであ

らう。

該規則を要約すれば大體次の如くである

- (1) 納稅義務者に關する争を絶つこと
- (2) 府縣が戶數割を市町村に配當するに當り各市町村の貧富の程度に應ずることゝ爲したること
- (3) 課稅標準を統一し、資力を標準として賦課することゝしたること
- (4) 重複課稅を避けることゝしたること
- (5) 戶數割に一定の制限を設けたこと

左に其全文を掲げよう。

府縣稅戶數割規則

第一條 戶數割は一戶を構ふる者に之を賦課す戶數別は一戶を構へざるも獨立の生計を營む者に之を賦課することを得

第二條 戶數別は納稅義務者の資力に對し之を賦課す

第三條 資力は戶數割納稅義務者の所得額及住家坪數に依り之を算定す但し所得額及住家坪數のみに依るを適當ならずと認むる場合に於ては納稅義務者の資産の狀況を斟酌して之を算定することを得

第四條 戶數割總額は豫算の屬する年度の前前年度に於て市町村住民(法人を除く)の賦課を受けたる直接國稅及直接府縣稅の稅額並に前年度始に於る戶數割納稅義務者の數を標準とし市町村に之を配當す但し戶數割納稅義務者の數を標準とする配當額は戶數割總額の十分の五を超ゆることを得ず

特別の事情あるときは府縣知事は府縣會の議決を経内務大臣及大藏大臣の許可を得て前項の規定に拘らず別に標準を設けることを得配當額は配當後標準に異動を生ずるも之を更正せず

第五條 前條の規定に依り市町村に配當せられたる戶數割總額中住家坪數に依り資力を算定して課すべきものは其の總額の十分の一を納稅義務者の資産の狀況を斟酌して資力を算定し課すべきものは其の總額の十分の二を超ゆることを得ず

第六條 納稅義務者と生計を共にする同居者の所得は之を其の納稅義務者の所得と看做す但し其の納稅義務者より受くる所得は此の限りに在らず

第七條 同一人に對し數府縣に於て戶數割を賦課する場合に於ては各其の府縣に於ける所得を以て其の者の資力算定の標準たる所得とす其の所得にして分別し難きものあるときは關係府縣に平分す

戶數割を納むる府縣以外の地に於ける所得は納稅義務者の資力算定に付住所地府縣に於ける所得と看做す

前二項の規定は府縣内の市町村間に於ける所得計算方法に付之を準用す

前三項に規定する所得計算に付府縣内關係市町村異議ある場合に於て其の郡内に止まるものは郡長、其の郡市又は數郡市に渉るものは府縣知事之を定め關係府縣知事異議あるときは内務大臣之を定む

島司を置く地に於ては前項中郡長に關する規定は島司に、郡に關する規定は島廳管轄區域に關し之を適用す

第八條 二人以上の納稅義務者が同一住家を使用する場合に於ては各使用者に專屬する部分の住家坪數を以て資力算定の標準たる住家坪數とす其の共同して住家又は其の一部分を使用する場合に於ては其の住家坪數は之を平分す

第九條 住家の附屬建物は住家坪數に算入す
住家坪數に依る資力算定に付ては建物の構造用途及敷地の地位に依り等差を設くることを得

第十條 前二條に定むるものを除くの外住家坪數の計算方法に付ては府縣の賦課規則の定むる所に依る

第十一條 戶數割の賦課期日後納稅義務の發生したる者に對しては發生の翌日より月割を以て賦課す但し一の府縣に於て納稅義務消滅し他の府縣に於て納稅義務發生したる場合に於ては納稅義務發生したる府縣は他の府縣の賦課せざる部分に付てのみ賦課す
賦課期日後新に納稅義務の發生したる者に對する賦課額は第二條第三條及第五條に依り定まりたる他の納稅者の賦課額に比準して之を定む

戶數割の賦課期日後納稅義務の消滅したる者に對しては其の消滅したる月迄月割を以て賦課す但し既に徵稅令書を發したる場合に於ては其の賦課額は之を變更せず

第十二條 府縣は特別の事情ある者に對し戶數割を課せざることを得

第十三條 市町村長は其の市町村住民にあらざる者(法人を除く)の當該市町村内に於て生ずる其の年度分所得並當該市町村に於て賦課を受けたる前年度の直接國稅及直接府縣稅の稅額を毎年五月末日迄に其の住所地市町村長に通報すべし但し所得に付ては其の住所地市町村に於て戶數割の賦課なきときは此の限に在らず

第十四條 左の制限を超え戶數割又は戶數割附加稅を賦課せむとするときは内務大臣及大藏大臣の許可を受くべし

一、戶數割總額が當該年度に於ける府縣稅豫算總額の百分の三十を超ゆるとき

二、戶數割附加稅總額の市區に在りては當該年度に於ける市區稅豫算總額の百分の五十町村に在りては當該年度に於ける町村稅豫算總額の百分の八十を超ゆるとき

第十五條 前條の規定の適用に付ては府縣稅家屋稅又は家屋稅附加稅若しくは市町村稅家屋稅は之を戶數割又は戶數割附加稅と看做す

第十六條 所得に依り資力算定方法直接稅の種類其の他本令施行上必要なる事項は内務大臣及大藏大臣之を定む

附則
本令は大正十一年度分より之を施行す

第三 稅制整理問題

稅制整理は多年の問題である。民間に於

ても本年は營業稅、所得稅、消費稅等に對する廢減稅運動や、義務教育費國庫支辨運動は極めて盛んであつた。最も弊害多きものは地方稅制であるが、之の整理は直ちに中央財源に影響するので長く放任され、爲めに不統一亂脈を極めてゐる。斯くて政府は該地方稅制整理に關する案を曩に臨時財政經濟調査會に諮問したが容易に決しなかつた。年末十二月の八日漸く同調査會稅制整理小委員會に於て、直接國稅、間接國稅及び地方稅制全般に亘る整理案を議定したそれには詳細な説明を下した理由書が添附されてあるが、茲には其概要を記すに止め

(一) 直接稅整理案

- (1) 地租及營業稅を半減すること
- (2) 新に財産稅を設けて之を基本稅たる一般所得稅に配し、之に依て地租及營業稅の半減に伴ふ稅收入の缺陷を補ふこと
- (3) 相續稅及登録稅に對して適當の改正を加ふること

(4) 賣藥營業稅を廢し、賣藥業者に對し新に營業稅を課すること

(5) 鑛業稅の稅率を半減すること

即ち所得稅は施行後日尙ほ淺いから其儘。

地租營業稅は地方財源に委譲する爲め半減、但し財産稅が兩稅收入と匹敵する様になれば之を全部地方に委譲する。

財産稅は地租營業稅半額委譲に因りて生ずる國庫收入不足填補の爲め創設されたのである。其要領は次の通りである。

(イ) 財産稅は之を内國に存する個人所有の動産不動産及不動産上の權利並に其他の財産權に課す

(ロ) 稅率は千分の十五の定率稅とす

(ハ) 綜合課稅主義を原則とするも例外として無記名株式公債社債銀行預金等に對しては源泉課稅とす

(ニ) 財産額二千圓未滿のものに對しては課稅を免除す

(ホ) 動産中家寶什器書籍其他生活に必要な家具日用品等は之を財産稅の課稅物件中より除外す

相續稅は現行稅法に對しては改正を加へないで登錄稅法中家督相續及遺產相續に伴ふ稅率を低減する。

登錄稅は稅率を下げて評價を嚴重にする方針で次の如く定めた。

(イ) 相續に關する登錄稅率に對し千分の五の引下げ

(ロ) 襲名相續に依る登錄稅遺脫に對し對策を

講ずること

(ハ) 船舶に對し特に低率を課する特則を廢除して不動産登記と同率にすること

賣藥營業稅は之を廢止して營業稅法中の製造業に對すると同様の課稅方針を適用する。

鑛業稅の稅率は改正しないで、半額は特許稅として國稅中に存續せしめ、半額は營業稅として地方に移し、國稅鑛業稅に對する地方稅附加を禁止したのである。

取引所稅、兌換券發行稅の問題は之を後日に讓ること決定。

(二) 間接國稅整理案

(1) 酒稅、酒精及酒精含有飲料稅、醬油稅、骨牌稅、取引所稅、賣藥印紙稅には改正を加へず

(2) 自家用醬油稅は其造石免許限度を二石に限り第三種以上を廢止し第一種(二石未滿)第二種(二石未滿)の二階級に止め稅率は従前の通り

(3) 石油消費稅の廢止

(4) 織物消費稅の稅率を絹織物、絹綿交織物、綿織物の順序に各輕重を附することとし、從來課稅せざりしフェルト、莫大小に對し新に課稅すること

(5) 印紙稅の稅率複雑に亘りしを整理して三大別となすこと

(6) 賣藥印紙稅中に新藥に對する稅率を設くる

こと

(三) 地方稅整理案

(A) 道府縣稅

(1) 從來の戶數割及之に代る家屋稅を廢し、賃賃價格を標準として課する定率稅の家屋稅を新設すること

(2) 市町村の所得稅附加稅を府縣に委譲し、府縣の所得稅率在現在の制限率に市町村の附加稅率を加へたるものまで引上ぐる

(3) 府縣稅營業稅雜種稅を整理すること

(4) 鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢し、新に鑛業及砂鑛業に對し府縣稅營業稅を課すること

(B) 市村町稅

(1) 地租及營業稅の附加稅率を高め且つ家屋稅附加稅を新設すること

(2) 鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢し、鑛業稅及砂鑛區稅に對する府縣稅の附加稅を認むること

(3) 從來の戶數割附加稅及之に代る家屋稅附加稅を廢し、所得を主として課稅標準とする戶數割を市町村に設け現在の家屋稅施行地にも施行すること

(4) 戶數割の負擔を輕減すること

(5) 課稅方法は主として之を新に制定せられたる府縣稅戶數割規則に依ること

(四) 收入關係説明

直接國稅として財産稅を創設し、地租及營業稅の地方委譲に伴ふ財源補填に充てることには上

述の通りであるが、間接國税は大體現在収入額より増減無きを標準として整理案を決定した關係上財源に關しては特に從來と異なる所はない。併し地方税収入の配分關係は之を各地方團體に通じて一律に決定することが不可能なるの理由に依て小委員會は單に全國各府縣各市町村税収入の全額に對し大體の收入適合を調査するに止めてゐる。

第四 財政關係諸事象

財政問題と關聯して本年中に何等かの形を取つて民間に現はれた運動で多少注目すべきものゝ二三を挙げよう。蓋し幾分か我國財政状態の側面觀ともなるであらう。

(一) 租税輕減運動

歐洲の動亂を奇貨として老大を致した我經濟界は昨年の恐慌以來頓に不況を來し本年に入つて稍々小康を得たが不況は依然として續いてゐる。然るに一方政府の財政は歳出豫算に於て十五億六千餘萬圓を計上し之れに對應する歳入豫算に於ては自然増收一億萬圓を見積つた。財界好景時の餘波に依て多少の自然増收を期待することは必ら

ずしも無謀でないにしても一億萬圓の増收を計上する爲めには税制の勵行に努めなければならぬであらう。而して財界の不況に苦悶せる納税者は之を以て苛斂誅求となし營業税や所得税の輕減運動の勃發が餘儀なくされたのである。其の一二の例を擧ぐれば、

△東京橋區有志 四月四日左の決議をした。

大正十年度營業税標準並に建物賃賃價格査定方針に付き當局は財界不振の現狀を斟酌せざる疑あるを以て吾人は極力之が反省と輕減とを期す
右目的を貫徹する爲め實行委員百二十名を置く

△京都減税市民大會 四月十三日左の決議をした。

大正十年度に於ける帝國の歳出豫算は實に十五億六千餘萬圓に達し空前の膨脹を示すに至れり。勿論斯の如く財政の危機を馴致したるは現政府の爲したる各種事業の亂設と放漫なる經濟政策に原因するものにして政府は收拾すべからざる豫算の收支を合致せしめんが爲に所謂自然の増收を過當に見積り今や營業税に於て忌憚なき苛斂誅求を爲せるあり又近く所得税に於ても苛斂誅求を試みんさするは火を賭るよりも瞭かなり。大正十年度に於ける經濟界の不況は之を大正九年度に比し一層甚

だしかるべきに拘らず他の徵税に於て反つて之が反對に一層の増加を圖らんさするに至つては吾人商工業者は斷じて忍ぶ能はざる處なりとす。茲に吾人は政府並に政府當局に向つて深く其反省を促し併せて營業税所得税の審査委員に於て充分なる考慮を煩はされん事を望む。

△神戸實業組合聯合會主催納税者大會 四月十二日及十九日に次の二個の決議をした。

(1) 吾人は財界不況の今日公平なる美名の下に課税の苛斂誅求を排斥す
(2) 吾人は第一回納税者大會の趣意を繼ぎ如何なる障害に遇ふも刻下徵税賦課の緩和を見るに非ざれば止まざることを期す右決議す

其他各地商業會議所を始め、斯うした趣意の歎願書を出したり、決議をしたりしたものは枚擧に遑ない。殊に門司市に於ては仲仕小頭四百名結束して不納同盟をさへ作るに至つた。

(二) 義務教育費國庫負擔運動

全國市町村の義務教育費總額は約一億三千萬圓であるが、之に對する國庫の負擔額は僅に一千二百萬圓(明治三十三年實施の市町村立小學校教育費國庫補助法に依る二百萬圓、大正七年制定された市町村義務教育國庫負擔法に依る一千萬圓)で、全費用

の十分の一にも足りない。教育費に壓倒されてゐる義務教育は現に良教員の不足、二部教授制度、校内設備の不完全、不具者及び貧困兒童の不就學等の怠弊に陥つてゐる。茲に於て國庫負擔増額運動は全國に亘て猛烈として起つた。然るに一方政府は第四十四議會に於て臨時教育行政調査會を設置し義務教育費調査を行ふこととなつたが、その目的は經費の節減であるが故に其特別委員會は本年十二月十六日二教員三學級制度てふ無謀なる提案を決議した。これより先

一にしか當らない一千二百萬圓を義務教育費に支出してゐることから考へると此運動の起るのは無理のないことであらう。

(三) 脱税問題

今年には『富豪の脱税』と言ふ様なことが世間の問題となつた。或は所得税に就いて虚偽の申請を爲すもの、社會事業の法人結社を作つて巧みに家産の保護を企てるもの所謂保全會社を起すもの等續出して世論を喚起した。その中には明かに不法の脱税行爲もあれば所謂合法的脱税行爲もある。蓋し財界の不況に因る所もあらうが、税制の勵行の爲めに從來隠れてゐたものが表面に現はれたものが大部分であらう。果して然らば脱税は巧妙に行はれるか拙劣に行はれるか或は表面に現なれるか現はれないかと云ふ差だけで特に本年中の顯著な事象とは言へない。

き委員會の斯る意嚮は世論の沸騰を醸し國庫負擔増額、教員俸給の國庫負擔、又は義務教育費全部の國庫負擔の運動が盛に起つた。一例を挙げると二月十三日には全國町村長會が東京神田一ツ橋帝國教育會館に於て發會式を擧げ、『國民教育の改善自治體振興の目的を以て小學校教員俸給國庫支辨の徹底的解決を期す』と決議してゐるが、斯る運動は全國的に又地方的に極めて盛であつた。七億六千餘萬圓の軍事費を本年度に於て計上した政府が、僅かに其七十五分の